

令和6年度第10回農業委員会総会議事録

開会月日	令和7年1月27日(月)	開議の時刻	午前10時20分			
場 所	市総合会館3階 303会議室	閉議の時刻	午前11時52分			
議 長	東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃
	大 岡	神庭 善夫	〃		野 本	高橋 仟治
		小山 貞雄	〃	今井 淳一		〃
		中島 勇	〃	大塚 春夫		〃
	唐 子	小澤 謙一	〃	奥泉 隆		〃
		戸井田 貞義	〃	小峰 進		〃
		長谷部 高治	〃			
	議題等	・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	横田 信行	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 1 番 荒川 光明 委員 2 番 須長 則明 委員
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>須長委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。</p> <p>1 番の申請について 松山地区・須長委員より、1 番の申請について、大字東平に所在する法人としての申請人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（田 2 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は農業後継者がいないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>事務局より、本案件の受人は農地所有適格法人であり、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内の提出が義務付けられている報告書について、総会資料 8 ページに掲載されている旨の説明がなされた。</p> <p>島田委員より、一般的な話しとして、農地所有適格法人が新たに農地を取得する申請が出た際には、申請のたびに農地所有適格法人の要件を満たしているかを確認すべきではないか、との意見が出た。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、2 番の申請について、大字田木在住の申請人（受人）より、元宿 1 丁目在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は自宅からも近く、自家消費の野菜を作るため、渡人は農地の管理が出来ないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。</p>

<p>議案第 2 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	<p>また、受人の耕作権が及ぶ農地で高坂地区に所在する農地に関しては、耕作・管理されている状態である旨の報告がなされた。また、年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>野本地区の杉浦委員より、受人が野本地区に所有している農地について、現地調査の結果、耕作されている旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>3 番の申請について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、3 番の申請について、比企郡川島町在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）が、大字毛塚地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は高齢手不足で農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>事務局より、受人の耕作権が及ぶ農地について、川島町の農業委員会事務局に問題ないことを旨確認している旨の説明がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>4 番の申請について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、4 番の申請について、大字毛塚在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）が、大字毛塚地内に所有する農地（畑 2 筆）を、受人は自宅に隣接しており、耕作に都合がよいため、渡人は高齢で病気入院のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>唐子地区・荒川委員より、1 番の申請について、大字上唐</p>
--	--

<p>議案第 3 号 農業振興地域 整備計画の変 更申出につい て協議の件</p>	<p>子在住の申請人（受人）より、大字葛袋在住の申請人（渡人）が、大字葛袋地内に所有する農地（田 1 筆：畑 1 筆）を、一般住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、一般住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番の申請について</p> <p>唐子地区・荒川委員より、2 番の申請について、大字上唐子に所在する申請人（受人）としての法人より、大字上唐子在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字上唐子地内に所有する農地（畑 2 筆）を、駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、駅に近接しており、宅地率が 40% を超える区域にあるため第 2 種農地と判断され、駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>3 番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、3 番の申請について、大字柏崎在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更申出について協議の件について</p> <p>議長は市農政課に対し説明を求め、市農政課より農業振興地域整備計画の変更の申出があった案件に関し、農業委員会の意見を求めたい旨の説明が行われた。</p>
---	--

(1) 農用地区域からの除外案件

12番と13番の案件について、農地利用最適化推進委員の高橋(任)委員が議事参与の制限に該当した。

1番の事案について

松山地区・須長委員より、1番の事案について、申出書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。

2番から5番の事案について

唐子地区・荒川委員より、2番から5番の事案について、申出書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。

6番から14番の事案について

高坂地区・鹿田委員より、6番から14番の事案について、申出書及び現地確認の結果、8,9,10番以外は除外はやむを得ない、8.9.10番については現地に生えている大きな木を是正すれば除外はやむを得ない、との報告がなされた。

農政課より、除外の決定がされる前に是正してもらう予定である、との説明がなされた。

15番の事案について

野本地区・杉浦委員より、15番の事案について、申出書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。

(2) 農用地区域への編入案件

1番の事案について

高坂地区・鹿田委員より、1番の事案について、申出書及び現地確認の結果、編入は問題ないとの報告がなされた。

島田委員より、農用地区域からの除外について、農業委員会の意見を聞くとあるが、農業委員会としてどのような意見を出す必要があるのか、そのため何をする事が必要かを、整理すべきではないか、との意見が出た。

また、事前に農政課や事務局が現地調査をしているのに、現地調査をする必要があるのか、との疑問がなされた。

事務局より、除外の協議の際に意見を聞いている団体は他にもあるが、資料を配付しているのみで、現地調査まではしていない。農業委員会について、今後も資料は配布するが、農政課と事務局で現地は確認するので、現地調査については農政課や事務局が現地を見てもらう必要があると判断した案件や、委員自身が現地を見てもらう必要があると判断した案件のみ現地調査することでよいか、との提案がなされた。

議案第 4 号
地域計画の策
定に係る意見
聴取について

久保田会長より、除外の協議の段階で、都市計画や開発などに関する他法令についても問題の有無が確認されているのか、除外後農地転用の段階で不許可の判断になることはあるのか、との質問が出た。

農政課より、除外の申請案件は他課や農林と協議しているので、農業委員会に意見を聞く段階では農政課として問題がないと判断されている案件のみとなっている。農政課としては問題ないと判断した上で、農業委員会の意見の有無について確認しているもの、との説明がなされた。

加島委員より、除外の申請に際し、農政課は他法令上の問題の有無も確認している。農業委員会としては、その農地を転用するにあたり周辺の農業に悪影響を与えるおそれがあるときに、その旨を意見として出すのでは、との意見が出た。

武川委員より、農用区域からの除外案件の 1 番について、道路を整備した際に出来た狭小の残地であり、形状や面積から耕作が出来るような農地ではなくなってしまう農地である。このような場合、非農地の判定ができるとよいと思う、との意見が出た。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、農用区域からの除外案件について 8, 9, 10 番については木を切れればやむを得ない、他の案件についてはやむを得ない、農用区域への編入案件については問題ないとした。

議案第 4 号 地域計画の策定に係る意見聴取について

議長は市農政課に説明を求め、市農政課から地域計画の策定にあたり農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項により農業委員会などの関係者に意見を聴取する必要がある旨の説明があり、2月6日まで意見を求め、2月12日から案の縦覧期間を開始し、3月10日過ぎに確定した地域計画を公告する予定である旨の説明がなされた。

久保田会長より、「地域内の農業を担う者一覧」は、経営面積の多い順に統一した方が良いという意見と、複数エリアにまたがる耕作者については、地図上の色を同一にした方が良い、という意見が出た。

島田委員より、地図に色を付けて耕作者を定めることにより、当該農地の貸借や転用、譲渡などの際に別途手続きが必要になると想定されるので、手順について確認しておく必要がある、との意見が出た。

杉浦委員より、目標地図を作成するにあたって、地域や地権者への周知が足りないように見え、後でトラブルにならないか心配だ、との発言があった。

久保田会長より、後日意見が出た場合どうするのか、との確認がなされた。

事務局より、ほかに意見がある場合は、2月6日までに事

<p>報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件</p> <p>その他</p>	<p>事務局に報告してもらえれば、事務局から農政課に提出する旨の説明がなされた。</p> <p>議長は地域計画の策定に係る意見聴取について、他に意見がある委員は2月6日までに事務局に報告すること、とした。</p> <p>事務局報告案件</p> <p>議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、4件を確認する。</p> <p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和7年2月25日(火) 午前10時20分～</p> <p>会 場 市総合会館3階 303会議室 午前11時52分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和6年度第10回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。</p> <p>令和7年2月25日</p> <p>議長 久保田 節子</p> <p>委員 荒川 光明</p> <p>委員 須長 則明</p>
--	--